

第3部 従業者1~3人の事業所に関する統計表

2 品目別加工賃収入額及び産出事業所数 (続)

品 目	金 額 (百万円)	産 出 事 業 所 数	品 目	金 額 (百万円)	産 出 事 業 所 数
345391 ボタン 345491 針, ピン, ホック, スナップ, 同関連品 346191 漆器 348191 麦わら・パナマ類帽子 348291 置, むしろ類	1 097 248 10 430 97 7 177	192 55 1 967 22 2 014			
348391 わら工品 348491 ブラシ, 清掃用品 348591 コルク加工基礎資材, コルク製品 348691 マッチ 348791 煙火	59 419 43 x x	24 114 10 2 2			
348891 看板, 標識機, 展示装置 348991 かつら, かもじ 349191 洋傘, 同部分品 349291 和傘, 同部分品 349391 うちわ, 扇子, ちょうちん	4 950 122 1 657 5 696	750 30 264 3 213			
349491 モデル, 模型 349591 魔法瓶 349691 バレット 349791 喫煙用具 349991 他に分類されないその他の製品	767 x 311 592 1 205	84 2 34 94 242			

付録

工業統計調査規則 昭和26年12月28日 通商産業省令第81号
最終平成2年12月19日通商産業省令第67号
改正

(省令の目的)

第1条 工業統計調査（指定統計第10号。以下「工業調査」という。）の施行は、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の期日)

第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によって行う。

(調査の範囲)

第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づく日本標準産業分類（昭和59年行政管理庁告示第2号。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類F—製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）又はこれを有する企業について行う。

(調査の種類)

第5条 工業調査は、甲調査、乙調査及び丙調査とする。

2 甲調査は、前条に規定する事業所であって、従業者30人以上のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

3 乙調査は、前条に規定する事業所であって、従業者29人以下のもの（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店であるものを除く。）について行う。

4 丙調査は、前条に規定する企業であって、従業者50人以上で、資本金1千万円以上の合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社であるものについて行う。

(調査事項)

第6条 工業調査は、次に掲げる事項について行う。

1 事業所名及び所在地

2 会社名

3 本社又は本店名及び所在地

4 他事業所の有無

5 経営組織及び資本金額又は出資金額

6 従業者数及びその内訳

7 常用労働者毎月末現在数合計

8 現金給与総額

9 原材料、燃料及び電力使用額

10 委託生産費

11 有形固定資産の現在高、取得額、除却額、減価償却額及び建設勘定の増減

12 製造品在庫額、半製品及び仕掛品額並びに原材料及び燃料在庫額

13 製造品出荷額

14 加工販及び修理料収入額

15 内国消費税額

16 主要原材料名

17 作業工程

18 敷地面積及び建築面積

19 工業用地の取得面積

20 工業用水使用量及びその内訳

21 親会社の状況

22 子会社及び関連会社の状況

23 売上高及びその内訳並びに営業外収益額

24 営業費用及びその内訳並びに営業外費用

(調査票の様式)

第7条 甲調査、乙調査及び丙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲、乙及び丙（以下「調査票」と総称する。）によって行う。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。
(申告義務)

第8条 第4条に規定する事業所の管理責任者又は同条に規定する企業を代表する者（以下「申告義務者」という。）は、第5条の区分に従い、前条の調査票に掲げる事項について申告しなければならない。
(準備調査)

第9条 市町村長（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施に先立って第17条第1項に規定する工業統計調査員に準備調査を行わせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）1部を市町村長の定める日までに作成させなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。
(調査の方法)

第10条 工業調査は、第17条第1項に規定する工業統計調査員が申告義務者に配布する調査票によって行う。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

第11条 削除

(調査票等の提出)

第12条 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名して、1部を市町村長の定める日までにその事業所又は企業の本社若しくは本店の所在地の市町村長に提出しなければならない。

第13条 市町村長は、市町村（東京都内の区のある地域では区。以下同じ。）内の準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿については、その写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第14条 都道府県知事は、受理した準備調査名簿及び調査票を整理した上、審査し、準備調査名簿の写し1部及び調査票の写し1部を作成して保存し、準備調査名簿1部及び調査票1部を翌年4月30日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

(調査の指揮監督)

第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

2 市町村長は、通商産業大臣及び都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。

第16条 削除

(工業統計調査指導員及び工業統計調査員)

第17条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の規定に基づき、統計調査員である工業統計調査指導員（以下「工業調査指導員」という。）及び工業統計調査員（以下「工業調査員」という。）を置く。

2 工業調査指導員及び工業調査員は、都道府県知事が任命する。

3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。

4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。

第18条 都道府県知事は、工業調査指導員又は工業調査員が統計法に違反し、任務を怠り、その他不都合の行為があったときは、解任することができる。

(実地調査)

第19条 統計官、統計主事その他工業調査に関する事務に従事する者、工業調査指導員及び工業調査員は、統計法第13条の規定により、必要な場所に立ち入り、第6条第6号から第24号までに掲げる調査事項について検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問することができる。この場合には、職務を示す証票を示さなければならない。

(集計及び公表)

第20条 通商産業大臣は、調査票を審査した上、集計し、その結果

を速やかに公表する。

(調査票の使用)

第21条 通商産業大臣、都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を次に掲げる調査事項に限って、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

1 事業所名

2 事業所所在地

3 本社又は本店名及びそれが会社の場合にはその資本金額又は出資金額

4 本社又は本店所在地

5 経営組織

6 従業者数

7 主要製品名

2 通商産業大臣は、統計法第15条第2項の規定により、調査票を工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

3 都道府県知事又は市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計及び公表のため使用することができる。

(調査票等の保存期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿の写し並びに都道府県知事の保存する準備調査名簿の写し及び調査票の写しの保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票及び集計表の保存期間は、3年とする。

2 調査票及び集計表を収録した磁気テープの保存期間は、5年とする。

附 則 (抄)

2 昭和25年工業センサス規則（昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお従前の例による。

4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

5 従業者3人以下の事業所について行う平成元年の乙調査は、第4条及び第5条第3項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる業種について行う。

6 平成2年の工業調査については、第5条第1項の規定にかかわらず、丙調査は行わない。

7 平成2年の工業調査については、第6条第21号から第24号までに掲げる事項については調査しない。

附則別表

業種	業種の範囲
ねん糸製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類143—ねん糸製造業
織物業	日本標準産業分類に掲げる小分類144—織物業
ニット製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類145—ニット製造業
家具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類171—家具製造業
建具製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類173—建具製造業
ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類232—ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
なめし革・同製品・毛皮製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類241—なめし革製造業、小分類242—工業用革製品製造業（手袋を除く）、小分類243—革製履物用材・同附属品製造業、小分類244—革製履物製造業、小分類245—革製手袋製造業、小分類246—かばん製造業、小分類247—袋物製造業、小分類248—毛皮製造業、小分類249—その他のなめし革製品製造業
陶磁器・同関連製品製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類254—陶磁器・同関連製品製造業
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	日本標準産業分類に掲げる小分類282—洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

（本規則は、平成2年工業統計調査に適用されたものであり、現行の規則とは異なる。）

1・2. 都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表

都道府県	産業分類	従業者規模	1・2. 都道府県別・産業細(中)分類別・(従業者規模別)表									
事業所数	従業者数 (12月末現在)										(金額単位:万円)	
	常用労働者		常用労働者(管理・事務)		個人事業主及び家族従業者		合計(人)		※通常用労働者(人)			
	男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	合計(人)					
製造品出荷額												
加工費収入額	修理料収入額	くす废物の出荷額	その他の収入額	合計	常用労働者	常用労働者(管理・事務)	その他の現金給与	合計				
原材料使用額												
燃料使用額	購入電力使用額	委託生産費	合計	土地	土地以外のもの(計)	建物及び構築物※	(機械及び装置)※	(その他)※				
有形固定資産額(9人以下を除く)												
除却額	減価償却額	建設仮勘定※		土地取得額	取得額(新規)							
土地	土地以外のもの	増加額	減少額	土地以外のもの(計)	建物及び構築物※	(機械及び装置)※	(その他)※					
有形固定資産額(9人以下を除く)												
取得額(中古)				年 初 在 庫 額				年 末 在 庫 額				
土地以外のもの(計)	(建物及び構築物)※	(機械及び装置)※	(その他)※	製造品	半製品及び仕掛品	原材料及び燃料	合計	製造品	半製品及び仕掛品			
在庫額※												
年 末 在 庫 額	年初在庫額	年末在庫額	事業所敷地面積(m ²)	事業所敷地面積(m ²)	事業所延床面積(m ²)	事業所延床面積(m ²)		用地取得面積(m ²)				
原材料及び燃料	合計	(従業者29人~10人)	(従業者29人~10人)									
用地取得面積(m ²)												
水												
合計			公共水道		地表水・伏流水		井戸水	その他	回収水	合計		
			工業用水道	上水道								
用水量(m ³ /日)												
淡 水												
ボイラー用水	原料用水	製品処理用水	冷却用水	温調用水	その他	原料用水	製品処理用水	冷却用水	温調用水			
用途別用水量												
海 水	生産額	附加価値額	粗付加価値額	有形固定資産投資総額(9人以下を除く)	有形固定資産年末現在高(9人以下を除く)	付加価値率(%)	現金給与率(%)	原材 料率(%)				
その他の合計												
従業者1人当たり												
分配率(%)	現金給与総額	製造品出荷額等(除内国消費税額)	生産額(除内国消費税額)	付加価値額	粗付加価値額	従業者数(人)	製造品出荷額等(除内国消費税額)	生産額(除内国消費税額)	付加価値額			

3. 市区町村別・産業中分類別表(従業者4人以上)

平成 2 年
工 業 統 計 表 品 目 編

平成 4 年 5 月 22 日 印 刷
平成 4 年 6 月 5 日 発 行

編集者 通商産業大臣官房調査統計部
東京都千代田区霞が関 1-3-1
電話 03(3501) 1511

印 刷 大 藏 省 印 刷 局
東京都港区虎ノ門 2-2-4
電 話 03(3587) 4285~4287
(業務部図書課ダイヤルイン)